

## 【よくあるご質問】

### 1. スケジュールに関すること

#### 【1-1】

Q：事業に関するスケジュールを教えてください。

A：応募受付期間・・・平成27年4月3日（金）から

平成27年5月12日（火）18：15まで

補助対象者の選定・・・平成27年5月下旬～6月上旬

事業実施期間・・・平成27年6月下旬から平成28年3月2日（水）まで

※選定後、別途補助金交付申請をしていただき、申請に対する  
国土交通省からの交付決定通知をもって補助事業開始となります。

### 2. 補助金の使途に関すること

#### 【2-1】

Q：補助対象経費に人件費は含まれますか。

A：地域づくり活動支援体制の構成主体（地方公共団体、地域金融機関、NPO等）の恒  
常的な人件費は含みません。但し、当該事業の実施に必要な臨時職員等の賃金はこの  
限りではありません。

#### 【2-2】

Q：補助対象経費に外部委託費は含まれますか。

A：『募集要領』Ⅱ. 1. 3 補助対象となる経費及び応募パターンのうち、高い専門性  
を要する業務等（マーケティング市場調査、研究開発分析、システム開発等）につい  
て外部委託する際の費用は補助対象経費に含まれます。但し、主たる中間支援業務の  
外部委託（いわゆる「丸投げ」）は禁止しています。

#### 【2-3】

Q：一つの地域づくり活動支援体制が複数の地域づくり活動を支援するとした場合、補助  
対象となるのはそのうちの一つだけに限定されるのでしょうか。

A：複数の地域づくり活動を支援する場合、要件に合うものであればそれぞれが補助対象  
となります。なお、複数の地域づくり活動を支援する場合でも、一つの地域づくり活  
動支援体制に対する補助金額の上限は変更されません。

【2-4】

Q：今年度、他の補助金の利用を予定していますが、応募できますか。

A：原則として、他の補助金との重複受給は認められません。但し、他の補助金と対象経費が明確に区分できるものについては、その限りではありません。様式8において、他の補助金との違いを明確に示してください。なお、同一経費に対する重複受給と認められた際には、その対象額の返還を求める場合があります。

【2-5】

Q：地域づくり活動支援体制が多役多業型の地域づくり活動を中間支援する場合、担い手が実施する地域づくり活動に関する経費は直接国から担い手に支給されるのですか。

A：補助金はすべて地域づくり活動支援体制に対して支給します。担い手が実施する多役多業型の地域づくり活動に関する経費も、地域づくり活動支援体制に対して支給し、地域づくり活動支援体制が担い手の活動費も支出・管理していただきます。

### 3. 地域づくり活動支援体制に関すること

【3-1】

Q：構成主体となる地方公共団体とは具体的にどのような団体を指しますか。

A：主に、一つもしくは複数の市町村を想定しています。但し、活動エリアが広域となる場合には都道府県が構成主体となることも可能です。

【3-2】

Q：地域金融機関、民間企業、NPO等が補助対象外市町村（三大都市圏）に所在している場合、地域づくり活動支援体制の構成主体にはなれませんか。

A：地域づくり活動支援体制の事務局所在地、活動エリアが補助対象内市町村であれば、補助対象外市町村に所在する地域金融機関、民間企業、NPO等が構成主体となることは可能です。

【3-3】

Q：地域づくり活動支援体制の構成主体と、支援される地域づくり活動の担い手は同一の主体でもよいですか。（構成主体が自ら行う地域づくり活動を支援することは認められますか。）

A：地域づくり活動支援体制の構成主体と、支援される地域づくり活動の担い手は別の主体であることが求められます。すなわち、構成主体自らが行う地域づくり活動については補助対象となりません。

【3-4】

Q：応募にあたっては、新しく地域づくり活動支援体制を作らなくてはならないのですか。

それとも、既設の体制でもよいですか。

A：新しく体制を作っていただいても、既設の体制でも、応募要件を満たしていればご応募いただけます。

【3-5】

Q：地域づくり活動支援体制は構築見込みでも応募できますか。

A：構築見込みでもご応募いただけます。但し、事業採択後速やかに体制を構築していただいた上で、補助金交付申請の手続きをしていただきます。

【3-6】

Q：地域づくり活動支援体制は補助事業終了後解散しても問題ないですか。

A：地域づくり活動支援体制には、補助事業終了後も持続的に多様な地域づくり活動に対して支援していくことが求められます。**様式 2**において平成 28 年度以降の事業計画を記載していただく他、補助事業期間中においても自立的な活動方法について検討し、報告していただきます。

【3-7】

Q：同じ協議会や委員会等で、AパターンとBパターンの両方に応募することは可能ですか。

A：いずれかを選択して応募して下さい。

【3-8】

Q：応募主体とは、地方公共団体か地域金融機関のどちらかが参加していれば良いのですか。

A：地方公共団体と地域金融機関の両者とも参加していることが必要です。

## 4. 多役多業型の地域づくり活動に関すること

【4-1】

Q：多役多業型の地域づくり活動とは何ですか。

A：地域では人手不足等の問題により、住民生活の支援サービスなど、地域の維持のために必要な活動が実施されていないことが多いことから、そのような地域づくり活動を地域の担い手が本業とは別の時間等を利用して一人二役、二人三役的に行うものであ

り、かつその活動が事業型の地域づくり活動につながるものであることとしています。  
なお、必要な要件は募集要領Ⅱ 1. 2 (2) ②に示しています。また、その具体例は参考資料「多役多業型の地域づくり活動の事例」をごらんください。

【4-2】

Q：多役多業型の地域づくり活動費だけについて補助金を受けることはできますか。

A：本事業は地域づくり活動支援体制が多役多業型の地域づくり活動を中間支援する場合に、中間支援活動費と地域づくり活動費の両方を補助するものであり、地域づくり活動費のみを補助することはできません。

【4-3】

Q：原材料の購入、機械の製作等に要する経費は補助対象となりますか。

A：担い手が使用する原材料の購入、機械の製作等に要する経費は、本来担い手が負担すべき経費なので地域づくり活動支援体制が実施する中間支援の補助対象とはなりません。多役多業型の地域づくり活動の一環としてみなされれば、担い手の活動費として補助対象とします。

## 5. 応募申請書の記入に関すること

【5-1】

Q：様式1について、各構成主体の「代表者」とは誰の名前を記入すればよいですか。

A：その組織における代表者の名前を記入してください。（例：市役所であれば市長、信用金庫であれば理事長）

【5-2】

Q：様式1について、「各構成主体の中間支援実績」とは本応募事業に関するものでなくてはなりませんか。

A：本応募事業の関連事業に限定せず、幅広く中間支援活動を行った実績を記入してください。

【5-3】

Q：様式2について、「他の主体との連携」とはどのような内容を記入するのですか。

A：地域づくり活動支援体制が、その構成主体以外の主体（団体に限らず個人も含む）と連携して活動することを予定している場合、連携する主体名、活動内容を記入してください。

【5-4】

Q：様式2・様式3と様式4・様式5の違いはどのような点ですか。

A：様式2・様式3は、地域づくり活動支援体制が行う中間支援活動（例：プランニング、マッチング、マーケティング等）についての計画及び内容審査評価表を記入してください。

一方、様式4・様式5は、地域づくり活動支援体制が支援する相手となる、担い手が行う地域づくり活動（例：地域資源を活用した商品開発、観光開発、住民生活サービス等）についての事業計画及び内容審査評価表を記入してください。

【5-5】

Q：様式6について、「各取組ごとに作成」とはどのような意味ですか。

A：複数の地域づくり活動に対して中間支援活動を行う場合はそれぞれの活動ごとに、一つの地域づくり活動に対して中間支援活動を行う際にもその活動の中で複数の段階（例：商品企画段階、販売促進段階等）がある場合にはそれぞれの段階ごとに、必要経費の内訳を作成していただくという意味です。

【5-6】

Q：地域づくり活動支援体制の規約、賃金規定、謝金規定、旅費規定は添付する必要がありますか。

A：全て添付して下さい。地域づくり支援体制がまだ構築見込みの場合でも、地域づくり支援体制としての案を添付して下さい。（地域づくり活動支援体制として規定するもの（案を含む）を添付することが必要であり、市の規定を単に添付するだけでは認められません。）